

件名：【メルマガ 9 月号】総領事通信、山上大使講演会、NSW 州総督メッセージ、コロナ規制、ワクチン関連情報、領事窓口ご利用に関するお願い、在外選挙、教科書配付、メンタルヘルス対策、安全対策、Japanaroo 2021 開催中、チャッツウッド日本祭りの延期開催他

在シドニー日本国総領事館メールマガジン第 202 号（2021 年 9 月号）

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス、「たびレジ」に登録されたメールアドレス、及び当館「メールマガジン」登録者に自動的に配信されております。

## 【目次】

- 1 総領事通信ウェブ掲載・総領事館公式 SNS
- 2 山上信吾駐豪州日本国大使のオンライン講演会（豪日経済委員会（AJBCC）主催）
- 3 ビーズリーNSW 州総督から多文化コミュニティへのメッセージ
- 4 新型コロナウイルス情報（コロナ規制、NSW 州警察からのお願い、ワクチン関連情報、日本への入国手続き）
- 5 外出制限下での領事窓口ご利用に関するお願い
- 6 在留届と「たびレジ」に関するお願い
- 7 在外選挙（在外選挙人名簿への登録、郵便等投票の活用）
- 8 教科書配付（2021 年度小学校後期用）
- 9 メンタルヘルス対策・安全対策（邦人安全対策連絡協議会（8 月 26 日）報告）
- 10 Japanaroo 2021 開催中（10 月 2 日（土）まで）
- 11 日本文化関連行事（チャッツウッド日本祭りの延期開催、動画作品オンライン・コンテスト、Kiki Ando 展、日本映画祭、映画無料配信）
- 12 J-Syd InstaLive（9 月：NSW 州 JET プログラム同窓会・Carol Cheng 氏）
- 13 日本語を使う子どもたちのための日本語教育（保護者・教師向けのウェビナー）
- 14 NSW 州日本語スピーチコンテスト
- 15 日本語補習授業校・日本語学校の日本語教師募集
- 16 休館日のお知らせ（2021 年 9 月及び 10 月）

\*\*\*\*\*

## 1 総領事通信ウェブ掲載・総領事館公式 SNS

### （1）総領事通信ウェブ掲載

○第 47 回 ロックダウンをともに乗り越える（2021 年 8 月 31 日掲載）

ベレジクリアン NSW 州首相は、シドニー大都市圏のロックダウンを 9 月末まで延長する、また、コロナワクチン接種率 70%を達成した段階で、コロナワクチン接種完了者に対して各種の規制緩和を行う、と発表しました。ロックダウン下の総領事館の活動（領事窓口のコ

コロナ対策や領事メールの配信に加え、オンラインの広報・文化活動、コロナワクチンやメンタルヘルス関連情報の発信など) をご紹介しながら、今の時期をどのように乗り切っていくべきか、皆様と一緒に考えたいと思います。

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya\\_47newsJ.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_47newsJ.pdf)

○第46回 Japanaroo 2021 : すぐそこにある日本 (2021年8月19日掲載)

東京オリンピック・パラリンピック競技大会開催に伴い、豪州でも日本への関心が高まっています。このタイミングを捉え、Japanaroo 2021 が8月20日(金)から始まりました。新型コロナウイルスのデルタ株の影響で、最終日が10月2日(土)まで後ろ倒しになった他、オンライン行事が中心となりました。対面行事は12月上旬～中旬に別途の開催を検討中です。官民連携で多くの団体・企業が一致団結し、厳しい状況を乗り越えて、日豪関係の真の強さを見せることができると確信しています。

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya\\_46newsJ.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/CGKiya_46newsJ.pdf)

(2) 総領事館公式 SNS : 日本関連行事、新型コロナウイルス最新情報更新中

総領事館の行事や日本関連の行事、日本の文化情報の他、新型コロナウイルスに関する最新情報も発信しています。ご関心がありましたらフォローいただければ幸いです。

(紀谷総領事公式 Twitter)

<https://twitter.com/CGJapanSydney>

(総領事館公式 Facebook)

<https://www.facebook.com/CGJSYD>

(総領事館公式 Instagram)

<https://www.instagram.com/CGJapanSyd/>

2 山上信吾駐豪州日本国大使のオンライン講演会 (豪日経済委員会 (AJBCC) 主催)

8月20日、Japanaroo 2021 の初日に豪日経済委員会 (AJBCC) 主催で山上信吾駐豪州日本国大使のオンライン講演会が開催されました。山上大使は講演の中で、日豪間の貿易や投資の歴史を振り返り、観光・人的交流や安全保障を含む幅広い分野で「友情」と「信頼」を実現したと述べました。今後は更に「卓越(excellence)」も実現すべく、コロナ対策、ルールに基づく国際秩序、経済強靱化、脱炭素化での具体的な日豪連携策を提示しました。

(山上大使の南半球便り (その29) : コロナ禍の外交活動)

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100227608.pdf>

(講演全文 / 英語)

<https://www.au.emb-japan.go.jp/files/100225122.pdf>

3 ビーズリーNSW州総督から多文化コミュニティへのメッセージ

ビーズリーNSW州総督から在シドニー領事団に対し、新型コロナウイルスの影響を受けている多文化コミュニティに向けて、感謝といたわりのメッセージを伝えてほしいとの連絡がありました。総督からのメッセージを当館にて日本語に翻訳しましたので、ご覧いただければ幸いです。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/NSWGovernorAug2021.pdf>

#### 4 新型コロナウイルス関連情報

##### (1) コロナ規制

新型コロナウイルス感染拡大によるシドニー大都市圏等での外出制限令など、各地でコロナ規制が実施され、ワクチン接種が進められています。当館の領事メール、当館や州政府のウェブサイトで最新情報をご確認いただけますようお願いいたします。

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

##### (2) コロナ下における NSW 州警察からのお願い

近時、NSW 州警察はコロナ関連の取り締まりを強化しています。今般、NSW 州警察から当館に「コロナ下における NSW 警察からのお願い」として多言語のパンフレットの配付がありました。日本語版は以下のリンクのとおりです。「外出制限と訪問者の禁止」「検査の受検」「マスクの着用」「皆さんへのお願い」の項目に分けて、要望内容を簡潔に説明していますので、是非ご参照ください。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/COVID%20Messaging%20template.Japanese.pdf>

##### (3) ワクチン関連情報 (NSW 州及び北部準州在住者用)

NSW 州政府及び北部準州 (NT) 政府は、それぞれの州の在住者に対して、新型コロナウイルス・ワクチンの早期接種を強く推奨しています。当館ウェブサイトに、NSW 州及び NT 在住者の皆様のために、新型コロナウイルス・ワクチン関連情報 (最新情報入手先、ワクチン接種対象者、ワクチンの種類、接種場所と予約方法、本邦での一時帰国者向けワクチン接種事業、参考情報) を整理して掲載しましたのでご活用ください。

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210830covid\\_vaccination.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210830covid_vaccination.pdf)

※予防接種に関する判断に際しては、上記リンク先に掲載した政府当局のウェブサイトなどを参照し、予防接種による感染症予防の効果と副反応のリスクの双方についてご理解いただくとともに、最新情報をご確認ください。

##### (4) 日本への入国手続き

本邦入国に必要となる出国前の COVID-19 検査証明に関し、出国時の搭乗手続きや本邦入国時の検疫で、検査証明の有効性をめぐるトラブルや混乱等が確認されていることから、検査証明の確認が一層厳格化されております。無用な混乱を避けるためにも、厚生労働省が指定するフォーマットを利用して検査証明を取得するようお願いいたします。また、入国時には誓約書の提出やスマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用等が求められます。詳しくは以下のページをご覧ください。

(水際対策に係る新たな措置について／厚生労働省)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00209.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00209.html)

(検査証明の提示及び誓約書について)

[https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/pcrtestingjapanese.html](https://www.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/pcrtestingjapanese.html)

※豪国内で検査証明が取得可能な検査機関の情報もあります。

(スマートフォンの携行、必要なアプリの登録・利用について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00250.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00250.html)

(質問票の提出について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431\\_00251.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00251.html)

## 5 外出制限下での領事窓口ご利用に関するお願い

州政府の規制に基づき、現在当館も限られた職員数で対応しており、以下のとおりの対応とさせていただきます。皆様にはご不便をおかけいたしますが、皆様へのコロナ感染予防のためにも、ご理解・ご協力いただければ幸いです。

- ・不急の来館はお控えいただき、真に急を要する手続きに限ってご来館ください。
- ・「予約のみ」の対応とさせていただきます。予約なしでの来館はご遠慮ください。
- ・来館予約の必要がない、申請後の旅券交付や証明書等の受取りについても、急を要する場合のみご来館ください。
- ・特にシドニー西部地域の 12 市 (LGA) (Fairfield、Liverpool、Canterbury-Bankstown、Blacktown、Cumberland、Parramatta、Campbelltown、Georges River、Penrith(うち 12 地域)、Bayside、Strathfield、Burwood) に在住の方は市外への移動が厳しく制限されています。上記 12 市在住の方は緊急・人道案件など特別な事情のある場合のみ、来館いただきますようお願いいたします。上記 12 市在住の方が来館を希望される場合には、事前に当館までお電話 (02-9250-1000) にてご相談願います。なお、ご自身が在住する市 (LGA) は以下のサイトで確認できますのでご活用ください。

<https://www.olg.nsw.gov.au/public/find-my-council/>

- ・届出や証明の種類によっては、郵送での手続きが可能なものがありますので、当館のホームページにてご確認ください。
- ・各種お問い合わせは、可能な限りメールでお願いいたします。
- ・来館される場合は、必ず、マスクの着用及び QR コードでのチェックインをお願いいたし

ます。

・その他来館に際しては、NSW 州政府による最新の新型コロナウイルス規制に従ってご対応いただきますようお願いいたします。

## 6 在留届と「たびレジ」に関するお願い

外国に 3 か月以上滞在する日本人は、最寄りの大使館又は総領事館等に在留届を提出することが日本の法律（旅券法）で義務付けられています。

大規模な災害が発生した場合など、当館では、オーストラリアの関係当局に連絡を取って邦人の被害について確認をする一方、在留届を確認して該当地域にお住まいの方に、直接ご連絡を差し上げ安否を確認することがあります。在留届は、このような災害時の安否確認のためにも使用しますので、届出内容に変更（住所や同居家族の変更等）が生じた場合には変更届を、帰国の際には帰国届をご提出いただくようお願いいたします。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

また、3 か月未満の旅行や出張などの際には、海外滞在中も安全に関する情報を随時受けとれるよう「たびレジ」にご登録をお願いいたします。詳細は以下 URL よりご確認ください。

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>

## 7 在外選挙

### （1）在外選挙人名簿への登録

日本国外に居住されている満 18 歳以上の日本人は、国外からの投票を通じて国政選挙に参加することができます。国外で投票するには、在外選挙人名簿への登録が必要ですので、登録を済まされていない方は、最寄りの大使館又は総領事館等にて登録をお願いいたします。当館にて登録申請をされる場合、3 か月以上継続して当館管轄区域に居住していることを確認する必要がありますが、すでに在留届を提出されている場合は在留届により確認が可能ですので、パスポートを持参の上、ご来館いただければ登録が可能です。

申請後、在外選挙人証を交付するまでに 2 か月程度を要します。選挙日程が決まり、選挙に対する関心が大きくなった時点からでは登録が間に合わない恐れがありますので、今後の国政選挙に備えて、お早めに在外選挙人名簿への登録手続きを行ってください。詳細は以下の URL よりご確認ください。

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/senkyo/index.html>

### （2）郵便等投票の活用

本年秋までに衆議院議員総選挙が実施される予定です。在外選挙人名簿の登録を行うと、海外にいながら、国政選挙に投票することができます。現在、NSW 州では外出制限令が発表されています。今後の感染拡大の状況によっては、「在外公館投票」が実施できない、ある

いは「在外公館投票」が実施される場合でも、投票所に来ていただくことが困難になる状況も十分に生じ得ます。海外からの投票方法として、「在外公館投票」のほか、「郵便等投票」が可能ですので、当地の郵便事情をご確認の上、ご活用ください。なお、「郵便等投票」の手続には一定の時間がかかります。投票用紙は、選挙の公示日を待つことなくいつでも登録先の市区町村選挙管理委員会に請求することができますので、「郵便等投票」をご利用の方は、お早めに請求してください。

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/consul/20210830senkyo.pdf>

## 8 教科書配付（2021年度小学校後期用）

2021年度小学校後期用教科書は、新型コロナウイルスの影響により日本からの教科書の到着が遅れる可能性がございます。教科書が到着次第、領事メール及び当館ホームページ新着情報にて改めてご案内申し上げます。

【対象】小学1～5年生（申請期間中にお申し込みいただいた方）

【配付方法（予定）】シドニー大都市圏は9月末までのロックダウン下にあるため、当面は当館での配付は行わず、郵送での受取りを予定しています（送料はご負担いただく必要がございます）。なお、学校単位で申し込みされた方については、各校に対し個別にご連絡差し上げる予定です。

## 9 メンタルヘルス対策・安全対策（邦人安全対策連絡協議会（8月26日）報告）

当館では8月26日、日本関係団体や旅行業者、留学生受入団体、当地日本語メディアなど約20団体の参加を得て、本年第3回目の邦人安全対策連絡協議会をオンラインにて開催しました。以下、本協議会の内容についてお伝えしますので、安全対策のご参考としていただければ幸いです。

### （1）紀谷総領事冒頭挨拶

現在、コロナ禍だからこそその犯罪やアンチロックダウンのデモなど様々な治安関係の問題が存在する。治安に関する問題については、我々も気づかない部分があると思うので、ぜひ情報提供いただきたい。

現在、州政府は住民のワクチン接種率を高めるべく呼びかけを行っている。日本人コミュニティも、この州政府の方針を踏まえ、可能な形で協力していくことが望ましいと考える。

### （2）サイコロジスト・池谷亜美氏（Mid City Psychology）によるゲスト講演

「コロナ禍におけるメンタルヘルス対策」

【メンタルヘルスを理解する上での大前提】

○メンタルヘルスを理解する上で、まず始めに、自分で感情をコントロールすることは非常

に難しいということを認識してほしい。「1 億円あげるから会ったばかりの異性に一目惚れしろ」と言われても、これができる人がいないのと同じことである。

#### 【うつ病について】

○精神疾患は思われるよりもごく一般的な病気である。オーストラリアにおける精神疾患の生涯有病率は 50%と、全人口の約半数が人生のいずれかのタイミングで何らかの精神疾患を患うのである。特にうつ病は精神疾患の代表的な症状であり、ひどくなると自殺につながりやすいため世界中で大きな問題となっている。実際、自殺者のうち約 70%がうつ病の何らかの症状が出ていたという日本の統計がある。

○翻って日本を見てみると、自殺者は約 2 万人と G7 の国の中では最も多い一方で、うつ病の生涯有病率はオーストラリアの 14%に比べて日本は 6%とちぐはぐな結果となっている。この理由として、日本では「うつ病を患っていながらそれに気がついていない」こと及び「周囲からの偏見により、うつ病であることを隠しがちとなる」ことが挙げられる。日本人は隣近所と相互協力しながら村社会で生きてきた稲作民族で、周りからどう見られるか、どう受け入れられているか、ということを中心とする特性があり、「うつ病とは気が弱い人がかかる病気である」という偏見により、周囲の目を気にする日本人は「自分がうつ病であると言ったら、周りからどう思われるだろう」と不安視し、病院に行くことを避けるのである。

○この偏見が日本のうつ病治療の大きな妨げとなっている。うつ病については未解明な部分が多いものの、セロトニンという脳の神経伝達物質が関係し、「気が弱い人がかかる病気」というのは大きな間違いであり、適切な治療をすれば治る病気である。それなのに、日本において適切な治療を行っているうつ病患者の割合は全体の 1 割にとどまっているのである。

○うつ病は憂鬱な気分などの感情面から、決断力の低下などの行動面、「将来に希望が持てない」という思考面、不眠や倦怠感、食欲減退などの身体面にまで影響を及ぼす。従って、骨折などのフィジカルな病気とは違い、いつ、どこで起こったのかが不明確であることも問題である。一般的に、これらの症状が 2 週間続く場合はうつ病を疑ってほしい。

#### 【コロナ禍による影響】

○コロナが流行する前後でうつ病の発症率がどれだけ増加したか、ということに関する統計があり、日本は実に 2 倍以上の増加率であるが、オーストラリアに滞在する日本人、特に学生やワーホリの方などの短期滞在者は、これ以上にコロナの影響によるメンタルヘルスのリスクが高いと考えられる。彼らの多くは現在の仕事を辞めてまで渡豪するなど大きな決断をした分、必要なスキルを思い通りに身につけられないなどの挫折に対するショックも大きく、ただでさえストレスの負荷がかかりやすいうえに、コロナ・ショックが追い打ちをかけている。このような場合に、「人とのつながり」が精神面により影響を及ぼすのであるが、コロナ禍でこのつながりさえ維持するのが困難な状況であり、これがうつ病の進行に拍車をかけていると考えられる。

○実際当地において、コロナを契機としてメンタル・クリニックの受診率がかなり増加している。当地の無料カウンセリングサービス「ライフライン」でも、1 日の相談件数が 700 件

ほど増加しており、今月に至っては、発足以来最高の相談件数を記録したとのことである。

○もう1つの影響として挙げたいのがDV（ドメスティック・バイオレンス）である。DVの被害者の実に3分の2が、コロナを契機として暴力が始まり、あるいはエスカレートしたとしている。このDVは身体的なものだけでなく、言葉の暴力であったり、交友関係を制限したりするものも含まれているが、DVについては、家にいること自体が危険というケースもあり、ロックダウン下において深刻な問題の1つとなっている。

#### 【サポートについて】

○メンタルヘルスに関しても通常の病気と同様、早期発見・早期治療が一番である。それにもかかわらず、自分の愛車ほどのこまめなメンテナンスを行っている人はほとんどいないのが現状である。

○冒頭で自分の感情のコントロールは難しいと話をしたが、行動が感情に影響を及ぼすことがわかっており、例えば姿勢を正す、適度な運動を心がけるなどにより感情のセルフケアは可能である。笑う際に使う表情筋を動かした状態で演劇を見た方がより楽しく感じたという研究結果もある。

○メンタルヘルスに配慮したサポート要領について心がけてほしい点の1つは「アドバイスをしないこと」である。サポートの相手は現状で十分頑張っているつもりであり、「頑張れ」などの安易な励ましは受け手により負担を強い、アドバイスは受け手に批判されたと誤解される可能性がある。もう1点は「より不幸な人と比べないこと」である。この場合、受け手は「この程度で弱音を吐いて、自分はダメな人間だ」と罪悪感を覚えることもあるので注意してほしい。サポートにおいて最も良い姿勢は「とにかくよく話を聞くこと」であり、「自分のつらさを理解してもらえた」と感じてもらうことが大事である。専門機関のサポートを受けるよう勧めることや受診に同行すること、専門機関のリサーチを手伝ってあげることも良い。

○専門機関によるサポートの種類について、配付資料を参考にしてほしい。

※配付資料リンク

<https://www.sydney.au.emb->

[japan.go.jp/document/japanese/life\\_and\\_safety/MH\\_supportpage.pdf](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/japanese/life_and_safety/MH_supportpage.pdf)

この資料では緊急度によって色分けしており、最も緊急度が高い場合は、000番をダイヤルし救急車を呼ぶ、あるいは救急病院に駆け込んでほしい。緊急度が中程度であれば、「NSW州メンタルヘルスライン」や前述の「ライフライン」、「DVサポートライン」に相談するのが良い。「NSW州メンタルヘルスライン」は、各公立病院に付随されているメンタルヘルスチームが電話で相談に応じ、緊急性が高い場合に救急車を手配してくれたり、自ら出動してくれたりといったサービスが受けられる。「ライフライン」は前述のとおり無料カウンセリングサービスが受けられ、携帯電話の場合は通話料も無料である。「DVサポートライン」も含め、いずれも24時間無休で相談可能であり、TISによる無料通訳サービスも利用可能である。

### (3) 江崎領事による「安全対策」

○安全対策に関する当館への相談は、ここ最近でも相変わらず、詐欺関係が最も多い。その中で、領事メールでもお知らせした豪連邦警察をかたる詐欺について紹介したい。この詐欺の手口はここ 2 ヶ月間で急増しているが、以下の事例は先日実際にこの手口により 1 万ドルの被害に遭った在留邦人の方のものである。

○被害者は 40 歳くらいの男性であり、発端は豪連邦警察の捜査員を名乗る男からの電話であった。被害者はこの捜査員を名乗る男から、「あなたのタックスファイルナンバーを悪用している犯罪集団がいる。このままではあなたの銀行口座も被害に遭う可能性があり、口座のお金を連邦警察に一時的に預けてほしい」と言われ、これを信じてしまい、結局男から指定されるまま、口座の現金を引き出し、指定された待ち合わせ場所に赴き、男に現金を全て渡してしまった。

○被害者は当地で詐欺が多発していることを認識しており、まさか自分が被害に遭うとは思っておらず、その彼が被害に遭った要因は次の 2 点によるものであった。

(a) 被害者はつい最近、取引先の銀行からタックスファイルナンバーの入力漏れを指摘されたばかりで、これをオンラインで入力する手続きを行ったばかりであった。(本件は詐欺の前兆ではなく、実際の銀行からのリクエストであった)

(b) 連邦警察からかかってきた着信の番号をネットで検索したところ、実際の連邦警察の番号に間違いなかった。

○他の事例として、日本から小包を受けとる予定であった方が、アマゾンを騙って「荷物が税関で差し止めを受けている。これを解除するために一時金を預けてほしい」などといった詐欺に騙されそうになったケースもあった。これらのように、詐欺犯のうたい文句が「たまたま」自分が直前に行った行動に関連するものであった場合、相手の話を信用し騙されやすくなるので、皆様にあっては、これらの事例を教訓として、お金の話が出れば無条件に詐欺を疑ってほしい。

○また、20 代の学生がオンラインショッピング詐欺の被害に遭っているが、この被害者は、「コロナ禍でオンライン授業となり話し相手もおらず、情報も入りにくくなった」「ロックダウンの閉塞感からの判断力が低下した」と語っており、コロナ禍から派生するこうした諸問題が犯罪の被害者を生みやすい環境を作っていることも窺える。

○これら相談についてはあくまで氷山の一角であるという認識のもと、本日までご参加の皆様にあっては、ご自身のコミュニティと密に連絡を取っていただき、積極的な情報提供とともに、コミュニティメンバーの現状把握に努めていただきたい。安全情報については、外務省の「海外安全ホームページ」や NSW 州警察の Facebook のほか、タイムリーな情報を提供している当館ホームページの「治安・安全情報」コーナーもぜひ参考にさせていただきたい。

Japanaroo は、多文化主義や雇用創出を掲げる豪州における日本の貢献や日豪交流を更に推進するために、官民連携で立ち上げられたイニシアティブです。今般、初めての取組として、8月20日(金)～10月2日(土)に「Japanaroo 2021」を開催中です。多数の日豪関係団体・企業が参画しています。最新情報は以下をご参照ください。

(ウェブサイト)

<https://japanaroo.com/>

(Facebook)

<https://www.facebook.com/Japanaroo>

(Instagram)

<https://www.instagram.com/japanaroo/>

1 1 日本文化関連行事 (チャッツウッド日本祭りの延期開催、動画作品オンライン・コンテスト、Kiki Ando 展、映画祭、映画無料配信)

(1) チャッツウッド日本祭りの延期開催

シドニー日本クラブでは、2015年から毎年、チャッツウッドで日本祭りを開催してきましたが、昨年は残念ながらコロナ禍のため中止を余儀なくされました。毎年多くの方々にご来場いただいている日本祭りですが、文化交流イベントとしてシドニー北部地域で最大規模のイベントであり、今年は日本政府の助成事業として開催することが決定しました。

当初10月2日(土)に開催予定でしたが、コロナ禍の状況下、12月18日(土)に延期して開催することにいたしました。今回のイベントは、日系企業の事業活性化を支援し、新型コロナウイルス感染拡大防止の啓発と感染防止に努めることを目的としています。是非、多くの日本人をはじめオーストラリア人の方々の参加を願っています。

イベント運営のボランティアをご希望の方は、JCS事務局までお申し込みください。多くの日系企業・団体・個人の皆さんからのご協力をいただき、今年の日本の祭りを大盛況にしたいと願っています。

【イベント名】Matsuri Japan Festival in Chatswood 2021

【日時】2021年12月18日(土) 午前11時から午後6時

【会場】Chatswood Mall & The Concourse Lower Podium, Victoria Avenue, Chatswood

【主催】シドニー日本クラブ (Japan Club of Sydney)

【申込】JCS 事務局

【Email】[jcs@japanclubofsydney.org](mailto:jcs@japanclubofsydney.org)

※コロナ感染拡大防止規制によりイベントの中止もあり得ます。また、出店・出演枠に限りがあるため、日本食、日本文化紹介、日本観光、日本語教育など、日本に関係する出店内容を最優先させていただきますので、ご希望に添えない場合があることをご了承下さい。

(2) 動画作品オンライン・コンテスト 『Japan in a Minute』

国際交流基金がオンライン・コンテスト『Japan in a Minute』にて、動画作品を募集しています。日本への思いや日本関連の特技などを3分以内の動画に撮影して、動画配信サイトを通じて応募できます。入賞者には豪華賞品が用意されています。

【応募締切】2021年9月8日（水）まで

【参加資格】豪・NZの居住者。

【応募方法】詳細は下記ウェブサイトのガイドラインをご覧ください。

【主催】国際交流基金シドニー

<https://jpf.org.au/japaninaminute/>

### （3）Kiki Ando 展 オンラインカタログ出版記念イベント

国際交流基金が Kiki Ando 展のオンラインカタログをウェブサイト上で出版します。出版を記念し、寄稿者の Ricarda Bigolin 氏によるオンライントーク及びアーティストビデオの公開も行われます。※COVID-19 感染拡大の影響により、7月9日～9月25日に国際交流基金シドニーギャラリーにて実施が予定されていた同展覧会は中止となりました。

【日程】2021年9月25日（土）14:00～ AEST

【料金】無料

【主催】国際交流基金シドニー

<https://jpf.org.au/events/kiki-ando-online-event/>

### （4）第25回オーストラリア日本映画祭

国際交流基金が、豪州主要5都市の映画館で日本映画祭を開催します。上映作品ラインナップは、9月16日（木）に発表されます。

【日程】2021年10月28日（木）～12月5日（日）

【開催都市】キャンベラ、パース、ブリスベン、メルボルン、シドニー

【主催】国際交流基金シドニー

<https://japanesefilmfestival.net/>

### （5）映画無料配信：『海街 diary』

2015年日本アカデミー賞最優秀作品賞他多くの映画賞を受賞した是枝裕和監督の映画作品『海街 diary』（英語名 Our Little Sister）が、SBS オンデマンドにて無料配信されています。映画の鑑賞には下記リンクからアクセスし、SBS オンデマンドのアカウントの作成が必要となります。なお、オーストラリア国内のみの配信となります。

・「海街 diary」無料配信期間：～2021年9月30日（木）

<https://www.sbs.com.au/ondemand/video/898914371582/our-little-sister>

当館公式インスタグラムにて、インタビューシリーズ『J-Syd InstaLive』（英語）を配信しています。原則、毎月ゲストを招いて日本やオーストラリアにおける日本文化についてお話を伺い、ライブ配信を行っています。9月にはNSW州JETプログラム同窓会（JETAA）行事コーディネーターであるCarol Cheng氏をお招きし、日本の思い出や日豪関係につきお話を伺う予定です。『J-Syd InstaLive』ページはこちらです。

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_en/culture\\_instalive.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_en/culture_instalive.html)

### 1 3 日本語を使う子どもたちのための日本語教育（保護者・教師向けのウェビナー）

国際交流基金では、NSW大学と共催にて、日本語を使う子どもたちのための日本語教育をテーマに、保護者や教師を対象としたオンラインセミナー（ウェビナー）シリーズを実施しています。

○シリーズ第6回「オーストラリアで日本語を使う子どもを育てる—豪州全国調査の結果より」

【講師】 トムソン木下千尋氏（NSW大学教授）

【日時】 2021年9月25日（土）16:00～18:00 AEST

【料金】 無料 ※事前申し込み必須

【申し込み】 下記のウェブページより8月23日～9月15日の期間に申し込んでください。

<https://jpf.org.au/japanese-as-community-language/>

既実施分も上記のウェブページからビデオ・オン・デマンド（VOD）にて視聴可能です。

○シリーズ第5回「『子育て』を応援する—大人になった子どもたちのことばは？」

【講師】 三宅和子氏（東洋大学名誉教授）

○シリーズ第4回「子どもたちの自分のことばを育てるための読み聞かせ：『子どもに読む』から『子どもとよむ』へ」

【講師】 ダグラス 昌子氏（カリフォルニア州立大学ロングビーチ校名誉教授）

○シリーズ第3回「オーストラリアで生きる『日本とつながりのある子どもたち』のことばについて考える」

【講師】 三輪聖氏（ドイツ テュービンゲン大学 専任講師）

○シリーズ第2回「オーストラリアで『移動する子ども』を考える」

【講師】 川上郁雄氏（早稲田大学教授）

○シリーズ第1回「オーストラリアで日本語話者を育てることを考える：NSW州調査の結果より」

【講師】 トムソン木下千尋氏（NSW大学教授）

### 1 4 NSW州日本語スピーチコンテスト

8月22日、NSW州日本語スピーチコンテストがオンラインで開催されました。今回は、高校生上級、一般初級、一般オープン の3部門で計17名が参加し、幅広いテーマについて日本語で熱弁を奮いました。紀谷総領事は冒頭挨拶で、これからも日本語を学び続け、将来の日豪関係の担い手になってほしいと伝えました。

(コンテスト概要)

<https://nswjspeech.com>

(コンテスト動画)

<https://youtu.be/5xsdIWBZ3K0>

(紀谷総領事挨拶)

<https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/document/51stNSWSpeechContestCGRemarks.pdf>

#### 1.5 日本語補習授業校・日本語学校の日本語教師募集

当館管轄地域にある以下の学校では、日本語教師を募集しています。日本語補習授業校・日本語学校は、当地の日本人の子どもたちの日本語教育に大きく貢献されていますが、新型コロナウイルスの影響で多くの日本人の短期滞在者が帰国し、日本人のオーストラリアへの入国が困難になっている中、日本語教師がなかなか見つからないとのこと。ご関心のある方は、以下の学校のリンクをご参照の上、各学校に直接ご連絡・ご応募ください。

○シドニー日本語日曜学校

<https://www.jams.tv/classifieds/jobs/24401>

○JCS 日本語学校シティ校

<https://cityschool.japanclubofsydney.org/recruitment/>

○JCS 日本語学校ダundas校

[https://dundas.japanclubofsydney.org/wp-content/uploads/2020/10/Dundas\\_Ad.pdf](https://dundas.japanclubofsydney.org/wp-content/uploads/2020/10/Dundas_Ad.pdf)

○NSW 日本語補習校

<https://www.nswjapaneseschool.org/career>

#### 1.6 休館日のお知らせ (2021年9月及び10月)

土日及び以下の日は休館いたします。

○9月20日(月) 敬老の日

○10月4日(月) レイバー・デー (NSW州の休日)

\*\*\*\*\*

在シドニー日本国総領事館

Level 12, 1 O'Connell Street,

Sydney NSW 2000 Australia

代表電話 : (61-2) 9250-1000

Fax: (61-2) 9252-6600

Web: [http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index\\_j.htm](http://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/index_j.htm)

Email: [japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※このメールに関してお気づきの点がございましたら、以下の当館代表メールアドレスにお気軽にご連絡ください。

[japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp](mailto:japaneseconsulate@sy.mofa.go.jp)

※「たびレジ」に簡易登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/auth>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/simple/delete>

※「メールマガジン」に登録された方でメールの配信を変更・停止したい方は、以下の URL から手続きをお願いいたします。

(変更) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/modify?emb=sydney.au>

(停止) <https://www.ezairyu.mofa.go.jp/mailmz/delete?emb=sydney.au>

※本メールマガジンのバックナンバーは以下のページに掲載しています。

[https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/life\\_and\\_safety\\_mailimag.html](https://www.sydney.au.emb-japan.go.jp/itpr_ja/life_and_safety_mailimag.html)